

# 東京農大経営者会議会則

## 1. 総 則

(名称)

第1条 会の名称は、東京農大経営者会議と称する。

(目的)

第2条 東京農大経営者会議は、東京農業大学、東京農業大学短期大学部の卒業生及び大学院修了者等（大学、大学院に在学した者、在学中の者も含む）及び校友で企業などを経営している経営者で構成し、経営者のネットワーク作り、異業種交流、各地域圏交流等を行い、経営者フォーラムの経営者大賞・経営者賞候補者の推薦等を行うことを通じて、母校の発展に寄与するものとする。

(事務局)

第3条 事務局は、東京都内に置く。

## 2. 会員及び組織

(会員の資格)

第4条 会員は次の定める者とする。

- (1) 会員は第2条に定める経営者。
- (2) 農大経営者フォーラムで受賞した者。
- (3) 会員は校友から推薦された経営者を三役会で審議し決定した者。

(役 員)

第5条 役員の構成及び理事等の選出は次のとおりとする。

- (1) 役員は、会長、副会長、監事、理事、名誉会長とする。
- (2) 理事は30名以内とし、その中から会長1名、副会長10名以内を置く。

また、監事2名、事務局長1名を置く。

なお、会長及び副会長は互選として、理事の中から選ばれるものとする。事務局長は、会長が指名する

- (3) 役員の任期は、次のとおりとする。

ア 理事は1期2年間とし、再任を妨げない。

イ 会長は、本会の運営と活動の活性化のために2期4年間までとする。

ウ 副会長及び監事は、2期4年間までとし、再任を妨げない。

補欠として選任された副会長の任期は前任者の残任期間とする。(4) 役員任期中に本来の身分が役職定年等により変更となった場合は、残任期間までとする。会員については、その限りではない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

- (1) 会長は、東京農大経営者会議を代表し、役員会開催時には、必ず1名議長を指名して会を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在あるいは事故の時にはその職務を代行する。
- (3) 理事は会長及び副会長から諮問された事項について審議する。

(4) 監事は、この会の財産の状況及び会務の執行状況について監査する。

(5) 事務局長は、会務の事務を掌握する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

(1) 任期は、特に定めない。

(2) 顧問は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第8条 総会は、年に一度開催し、会員の過半数の出席をもって成立し、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状又は表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。

総会は、以下のことを審議し、議決は出席者の過半数の賛成による。

賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(1) 役員の選任

(2) 事業計画

(3) 会計報告

(4) 会則の改定

(5) その他重要な報告

(役員会)

第9条 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立し、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状又は表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。

役員会は、以下のことを審議し、議決は出席者の過半数の賛成による。

賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(1) 会長及び副会長並びに監事の候補者の選定

(2) 総会の日時、場所、総会提出議案

(3) その他総会決議以外の事項

(三役会)

第10条 三役会は、会長、副会長、監事で構成し、会の諸事項を協議決定する。

(部会)

第11条 本会の諸活動を能動的且つ機能的に推進するために部会を設置することができる。

(1) 理事(会長を除く)および監事は、いずれかの部会に所属し、その目的と趣旨に応じて、企画・計画・予算案を立案し、部会活動の実行の中心役を担う。尚、予算案の立案は三役会に諮ることとする。

(2) 部会には部会長1名、副部会長数名を置き、部会長は、本会の副会長または監事が担う。

(3) 部会活動には必要に応じて、部会長判断により会員の支援や協力を得ることができる。

(4) 部会長、副部会長の任期は1期2年とし、再任を妨げない。その人選は三役会の審議により決定する。

(5) 部会の新設や廃止は、役員会審議により決定する。

### 3. 会計等

(入会金及び会費)

第12条 入会金3万円、年会費1万円とし、年会費は入会した年度から納入する。

但し、同一法人や同一団体から複数名が入会する場合は、2人目以降は入会金3万円を免除する。

(入会及び退会)

第13条 第4条に定める会員の資格を有する者が、入会しようとする場合は、入会申込書を会長に提出して、三役会で承認を得なければならない。

第14条 会員で退会しようとする者は、退会届を会長に提出して任意に退会することが出来る。

(資格の喪失、除名)

第15条 年会費の未納が2年に及ぶときには、資格を失う。

未納の時には事務局が確認を行う。

(その他)

第16条 会員は、ボランティア精神を持って望み、会にかかわる交通費、宿泊費、飲食費等は自費とする。

(慶弔)

第17条 会長判断により、慶弔の意を表することができるものとする。

(1) 弔事にあたる時は、香典、生花及び弔電をもって弔意を表すことができる。

(2) 慶事にあたる時は、祝電等をもって祝意を表すことができる。

(会計年度)

第18条 会計年度は、11月1日から翌年10月31日までとする。

### 4. 雑 則

第19条 ここに定めのない事項については、役員会で協議し、決定し総会で報告する。

この申し合わせは、令和4年12月16日から実施する。

改正 平成14年12月6日

改正 平成15年12月5日

改正 平成17年12月2日

改正 平成19年12月7日

改正 平成20年4月2日

改正 平成25年11月29日

改正 平成27年11月29日

改正 平成29年11月24日

改正 令和元年11月29日

改正 令和3年12月13日

改正 令和4年12月16日